

国と地方の協議の場（平成 23 年度第 1 回臨時  
会合）における協議の概要に関する報告書

平成 23 年 8 月

国と地方の協議の場に関する法律（平成 23 年法律第 38 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、この報告書を国会に提出する。

## 国と地方の協議の場（平成23年度第1回臨時会合）における協議の概要

### 1 開催日時

平成23年8月12日（金） 17:00～17:37

### 2 場所

内閣総理大臣官邸4階大会議室

### 3 出席者

内閣総理大臣 菅 直人（冒頭挨拶）

内閣官房長官・内閣府特命担当大臣（行政刷新） 枝野 幸男（議長）

総務大臣・内閣府特命担当大臣（地域主権推進） 片山 善博（議長代行）

財務副大臣 五十嵐 文彦

国家戦略担当大臣 玄葉 光一郎

厚生労働大臣 細川 律夫

全国知事会会長 山田 啓二（副議長）

全国都道府県議会議長会会長 山本 教和

全国市長会会長 森 民夫

全国市議会議長会副会長 水野 淳

全国町村会会長 藤原 忠彦

全国町村議会議長会会長 高橋 正

内閣官房副長官 仙谷 由人（陪席）

内閣官房副長官 福山 哲郎（陪席）

内閣官房副長官 瀧野 欣彌（陪席）

内閣府副大臣 山口 壯（陪席）

総務大臣政務官 逢坂 誠二（陪席）

### 4 協議の概要

#### （1）協議事項

○国と地方の協議の場分科会について

（社会保障・税一体改革分科会について）

○子ども手当について

(2) 協議が調った事項

○国と地方の協議の場分科会について

社会保障・税一体改革分科会の開催を決定したこと。

「国と地方の協議の場分科会運営規則」及び「社会保障・税一体改革分科会運営規則」を決定したこと。

○子ども手当について

国側は、特別措置法成立後速やかに、国と地方の協議の場において地方側と協議し、制度設計を進めていくこと。

(3) (2) 以外の事項

○国と地方の協議の場分科会について

地方側議員より、より柔軟に議論を行いたいとの意見表明がなされ、国側議員より、努力したいとの意見表明がなされた。

(4) 協議内容

○挨拶等

(枝野内閣官房長官・内閣府特命担当大臣(行政刷新)) ただいまから「国と地方の協議の場」を開催する。

本日の協議事項は「国と地方の協議の場分科会について」、「社会保障・税一体改革分科会について」及び「子ども手当について」である。細川大臣に臨時議員として御出席をいただいている。そして、去る8月4日の与野党3党合意について玄葉大臣から御説明いただいた上で、特別措置法案について細川大臣から御報告をしていただく。

(菅内閣総理大臣) この国と地方の会議ということを経験によって決めさせていただいて、1回目を行った後、今日は2回目である。

今、官房長官の方からお話があったように、具体的な課題で御相談というか、いろいろな御意見を伺いたい。幾つかの要素があるが、私の方からは特にその中でも、子ども手当についてのことだけ申し上げる。

これについては8月4日に、民主党、自民党、公明党の間で一定の合意がなされた。しかし、この実務を担っているのは言うまでもなく地方自治体であるので、その中身について、あるいは今後の在り方についても、国と地方の協議の場で地方の皆さんと十分に協議を行うことが必要で、それ自身も3党合意の中で盛り込まれたところである。

そういった意味で、この子ども手当について、この間もややいろいろな

制度が新たな導入あるいは変更、それに伴う時間的な制約等で大変皆様方に御迷惑をおかけした部分があったと思っており、その点はおわびを申し上げておきたいと思うが、今後の在り方について安定的に進めていくために、どのようなことをきっちりと合意や相互理解していくことが必要かを話し合いただければと思っている。

(山田全国知事会会長) 本日は総理の御出席をいただき、心からお礼を申し上げます。第1回に引き続いて、総理に御出席をいただき、総理がこの国と地方の協議の場に対して非常に熱い思いを持っていただいていることに対して、心からお礼を申し上げます。

私ども地方は、この国と地方の協議の場というものを、まさに国と地方が正式に協力関係をつくり上げていく場だと思っている。私たちは住民の皆様に対して大変大きな説明責任を負っている。そして今、厳しいいろいろな社会環境の中でその説明責任を果たすのに苦勞している現状である。それだけに正式な場でしっかりとお話をしていただいたものに対しては、我々もできる限り協力をしていきたい。そして国と地方が協力をしていくことによって現場の混乱がなく、スムーズに行政ができるようにしていきたいと思っており、本日は子ども手当の問題についても閣議決定の前にこういう形で開いていただいたことに対して、改めて感謝を申し上げます。

ただ、それだけではなくて、国と地方がお互いに協力関係をつくって、そして国民の皆さんのために実行していかなければならないことは、まだまだたくさんあると思っている。8月9日の3党合意の中でも、例えば高校の無償化の問題も、地方の子どもたちにとって大変大きな問題であり、このような問題についてもしっかりと協議をして、そして国と地方が力を合わせて良い行政ができるように、我々一同も努めてまいりたいと思う。今後ともよろしく願いを申し上げます。

#### ○協議事項（国と地方の協議の場分科会）について

(枝野内閣官房長官・内閣府特命担当大臣（行政刷新）) お手元の資料1-1、資料1-2を御覧いただきたい。前回の協議の場を受けて、社会保障・税一体改革分科会を開催すること、及び協議の場分科会運営規則等について、お手元の資料のとおりでよろしいか。

(「異議なし」と声あり)

(枝野内閣官房長官・内閣府特命担当大臣（行政刷新）) それでは、社会保

障・税一体改革分科会の開催及び運営規則等については、お手元の資料 1-1、資料 1-2 のとおりとさせていただきたい。

○協議事項（子ども手当）について

（玄葉国家戦略担当大臣） 8月4日に民主党、自民党、公明党の3党で、子ども手当について合意がなされた。内容についてはお配りしているとおりが、経緯について御説明をさせていただきたい。

子ども手当の創設あるいは高校無償化等で、私たちが子どもに光を当てていく、あるいは子どもの育ちを社会全体で応援していく。そういう方向性は私は正しいと思っているし、今回の合意でも変わっていないと考えている。

一方、本年3月に起きた大震災の復興財源の確保が必要になり、同時にねじれ国会であるという現状を踏まえると、実は何もしなければ、かつての、元の児童手当に戻ってしまう状況にあったということである。

こういう状況下で与野党協議ということで、非常に厳しい状況が続いたが、いつまでも子ども政策をめぐる政治が争っているという姿は非常に良くないと考えて、最後に野党の協力も得て、私としてはできるだけ国民の皆さんとか自治体に迷惑をかけないようにということでもとめたつもりである。

23年度後半は、すなわち10月からは所得制限の無い子ども手当の特別措置法でつないで、24年度からは安定的、恒久的な制度として児童手当法を活用しながら、言わば新しい子どもに対する手当をつくっていくことにした。年少扶養控除の廃止が既に決まっており、24年度以降、所得制限を超える世帯についても、何らかの給付か税額控除といった税制上の措置を講じるとしている。また、意外とこだわる方が多いのだが、24年度からの名称は別途検討ということで、児童手当になるとも子ども手当になるとも決まっていないということが、3政調会長間での合意である。

地方に関わる話もたくさん出た。しかし、この間、昨年12月の5大臣会合において、とにかく平成24年度以降の子どもに対する手当の制度設計については、地方の意見を真摯に受け止め、国と地方が十分な協議をするという約束をしていた。実は今回、野党からは23年度10月から児童手当法にしろということ相当強く言われたが、私としては24年度以降については、とにかく地方と協議をして決めるという約束をしているのでこれは断っているが、その最大の理由は地方との信頼関係である。是非今後24年度以降のことについて、全体のことを考えた御議論あるいは御協議を、

今後ともお願いを申し上げたい。

また、所得制限についても、私どもは実は理念を考えて、あるいは自治体の事務負担を考えても導入すべきではないという立場だが、残念ながら野党からは本年10月から所得制限を導入すべきという意見もあった。これについては、被災自治体の厳しい現状を考えれば不可能であること、また、震災が起きて所得が大きく変わった人がいる中で、22年度の所得を基に23年度から所得制限を導入することは、被災地に限らず不適切であること、被災地以外の自治体についても相当の時間が準備にかかるということで、来年度からということにした。

地方のそれぞれのお立場にもできるだけ配慮する形で3党の合意をしたので、何とぞ地方6団体の皆様にも御理解をいただき、10月以降の実務的な対応、そして24年度以降の制度について、御協力を賜りたいというお願いを申し上げたい。

(細川厚生労働大臣) 3党合意については今、玄葉大臣から御報告があったとおりである。合意内容にもあるとおり、平成24年度以降の子どものための現金給付の在り方については、国と地方の協議の場において、地方団体と十分に協議をさせていただくことになっている。

今回の3党合意は今、玄葉大臣からもお話があったように、何らの措置も講じなければ子ども手当が9月末で廃止をされ、従来の児童手当に戻ることになる。そうすると支給額が下がってしまうこともあり、これでは国民の皆様に変な影響が及ぶということで、各党の御意見が異なる中でぎりぎりの調整ということで、実現可能な点を見出したものだと私どもは考えている。そこで現在、厚生労働省において合意内容に沿って23年度、今年10月から来年3月までの子どもに対する給付について特別措置法、この法案を今、作成中である。具体的には先ほど玄葉大臣の方から御報告があった資料2の3ページにある3党で合意をした特別措置法案の骨子の内容を、基本的にはそのまま条文化しているところである。骨子の6の改正附則についても、この内容に沿って今回の法案の附則に、平成24年度以降の制度に関する検討も盛り込むこととしている。本日その法案をお示しできれば良かったが、今まさに作業中ということであり、大変申し訳ないが、とりまとめ次第、速やかに情報提供するとともに、施行までの時間が限られていることも踏まえて、制度の詳細やQ&Aを随時提示するなど、現場が混乱をすることなく円滑に施行されるように、万全を期してまいりたい。特に地方団体の関心の高い平成24年度以降の費用負担については、合意内容に沿って地方団体と十分に協議を行った上で、平成24年度予算編成

過程で決定をしていきたいと考えているので、よろしくお願い申し上げます。地方自治体の皆様から見れば、たびたびの制度変更で御不満だと思う。また、大変御迷惑もおかけをしているし、今回も御迷惑をおかけすることになると思うが、今後ともこの恒久的な制度設計において、地方団体の皆様とも御相談をしてみたいと考えている。

なお、今回の見直しに伴うシステム改修等の事務費などについては、地方の皆様からも御懸念の声をいただいている。この点については国からの補助を行うことを検討しているので、どうぞよろしくお願いをいたしたい。(山田全国知事会会長) 最初に申し上げたように閣議決定の前に、こういう形で国と地方の協議の場を開いていただいたことに対して感謝を申し上げたい。私どもも今回の決定には、できるだけ協力を申し上げたいと考えている。一言言うと、初めからこういう形で国と地方の協議があれば、多分こういうごたごたにならなかったのではないかと。逆に私たちは野党に対してもしっかりと同じ事が言えたのではないかと考えており、是非ともこれからの制度の在り方については、今、細川大臣からお話があったように、国と地方の協議の場でしっかりとした議論を積み重ねていただきたい。

そのときに、気になるのは、先ほど費用負担を国と地方の協議の場という話があったが、費用負担だけではなくて制度の在り方全体を話し合うべきだと思っている。今後、社会保障と税の一体改革の議論もなされる。後から私どもの意見を申し上げると思うが、地方は様々な子ども関係の事業をやっている。後で森全国市長会会長や藤原全国町村会会長からもお話があるかもしれないが、我々は全体のバランスが崩れてしまっていることを大変気にしている。実際問題として今でも全体の予算額の中で非常に大きな部分を子ども手当が占めてしまっている。平均的な市の例を挙げると、総予算額の7.8%を占めていて、しかも民生費のうちの20.3%が子ども手当になってしまっている。他と比べると圧倒的に多い。もしも2万6千円になったら民生費の3分の1は子ども手当に占められてしまって、他の障害者や介護保険や後期高齢者や国保とは比べ物にならないような額になる。そういった全体の中でのバランスの一方で、今度は子どもシステムの話も出てくると思うが、やはりこの問題はもう少し幅広く議論をさせていただいたら有り難いと思っている。

これから国と地方の協議の場で議論をしていくわけであるが、その中で気になるのは、社会保障と税の一体改革の分科会について、今回こういう大変複雑な規則ができ上がっている。これは仕方ないと思うが、これから

分科会がもっと簡単に設置できて、自由闊達<sup>かつ</sup>な議論ができるように、是非とも議長に取り計らっていただきたい。いちいち国と地方の協議の場を開いてから、分科会運営規則を決定し議論していくという話になると、お話があったようにかなり柔軟に議論を続けていかなければならないときには、大変差し障りがあるのではないかと思っている。この問題について子ども手当、子どもシステムも含めて分科会で本当に自由闊達<sup>かつ</sup>な議論ができるようにお取り計らいをいただきたいと思っている。

(山本全国都道府県議会議長会会長) 新しい制度が今後確立される場合には、先ほどから出ているように地方の意見を十分に聞いていただきながら、制度設計をしていただくことがとても大事なことだと思うし、それと同時に地方負担がどうなるかということもきっちりと確立してもらわなければいけないので、どうぞその辺のところも併せてお願いしていきたい。

(森全国市長会会長) 山田全国知事会会長がおっしゃったことを、また改めて簡単に申し上げると、私どもの会員の中にもいろいろな強硬な意見もあったが、バランスが崩れたというところが一番大きかったのだろうと思う。長岡市の事例を言うと、もし月2万6千円の支給の場合は年間112億円の子どもの手当が必要になるが、これは保育料の6年分であるから6年間無料にできるというぐらい巨額な額だったわけで、その額があればもっといろいろなことができるのになという基本的な気持ちが根本にあったと思う。

もう一つは、子育て関連のいろいろな事業を総合的に見ているから、子育て関連以外のことも含めて十分協議をしていただければ、総合的なバランスの中でもっと前向きな議論ができるのではないかということである。例えば子宮頸がんの件をどうするか等、きっちりと地方のことを考えていただいていることが総合的な話の中で出てくるかどうかというのは、非常に大きいと思う。そのことと言えば、例えば国から見ると非常に現場の話と思うかもしれないが、例えば未納の保育料を徴収すべき子育て関連経費に充てることができるようにというのが本当に10月からのものに盛り込まれると、また信頼感も増すと思うし、子ども手当特例交付金等の問題もきっちりと対応していただければ、地方の方も非常に信頼すると思う。

いずれにしても平成24年度以降の恒久的な制度について、所得制限や負担の問題等もあるので、この協議の場で十分に議論を行っていただきたいということが、今日の一番の中心である。

(水野全国市議会議長会副会長) 八王子市だが、先ほど細川大臣からシステム改修等の事務費について、全て見るというお話があった。地方としてそこがどのような費用負担になっているのかということだが、八王子市では、システム変更に約3千万円かかる。その費用について市単位で出すということになると大変な負担になるが、それについては大臣の方から確実に見ていくとおっしゃっていただいたので、非常に安堵したところである。

ただ、全国市長会の会長の方から出た保育料の滞納者の問題については、一部だが、滞納が累積している人たちが滞納者の中にいる。その方たちはこれまでの滞納分についても天引きできる制度にできないか、考えていただきたい。

全国市議会議長会では、一貫して「子ども手当については全額国庫負担でやるべきだ」と主張してきた。八王子市では児童手当分の負担として子ども手当の費用の10%ぐらいの負担はしているが、今後、十分協議をしていただきたいと思う。

(藤原全国町村会会長) 先ほどの玄葉大臣、細川大臣の説明の中では、非常に今まで地方6団体がいろいろお願いしていたことが組み入れられて、特措法ができるということで改めて感謝申し上げる。

現実的には制度が次々に変わっているので、事務を担う町村にとっては非常に大変な負担がある。また、何と云ってもサービスを受ける住民も非常に混乱を来しており、不信を招いている現実があるので、事務方ともしっかり検討して、政局に余り左右されないような安定的な制度を確立していただきたい。特に特措法からしっかりとした制度になっているが、是非この変更点については国民に十分周知徹底して、支給漏れの無いようにお願いをしたい。

先ほど全国知事会長、全国市長会会長からも言われたように、24年度以降の制度の在り方については、十分地方が納得できるような方法で協議をしていただきたい。

(高橋全国町村議会議長会会長) 昨年11月に細川厚生労働大臣に対し、子ども手当では市町村に負担をかけないでマニフェストどおりやってくださいという意見を申し上げた。また、今回24年度から安定的な恒久的支援をするということだが、こういう児童手当が出るという目標を掲げ、夢があるようなことをしてもらいたい。我々は小さな町村なので、負担が上がると他の事業がなかなかできない。まして東日本ブロックの町村では、今回の東日本大震災で早く復興しなければならないため、過重な負担があり、

国の全面的支援をお願いしたい。

最後に、私は群馬県の会長でもありますので、ハッ場ダムの方も是非ともよろしくをお願いしたい。

(玄葉国家戦略担当大臣) 本当に変わってばかりで大変申し訳なく思っている。つなぎ法でつないでいた状態だったということは御存じのとおりであるし、単年度の法律だったので、藤原全国町村会会長がおっしゃったように、政局がどうなっても安定的で恒久的な制度に24年度からしないといけないということに尽きるのではないか。また、今まで懸案だった保育料とか給食費を天引きできるようにということで今回から盛り込ませたので、先ほどの御指摘がどこまでできるのかということも含めて、しっかりと厚労省を中心に検討したい。

(細川厚生労働大臣) 大事な24年度からの制度を皆様方と共有をしなければいけない。いつごろからやらなければいけないかということであるが、今、この特措法の形でやっていて、今国会は8月末までだが、それまでにこの法案はまず成立をさせてもらう。この法案が成立したら、その後速やかに地方の皆様といろいろと御協議をさせていただいて、年末までにはきっちりと仕上げていかなければいけないと思っている。地方の皆様との協議の場を早急に始めたいと思っているのでよろしくをお願いしたい。

(山田全国知事会会長) 先ほど申したように、実はいろいろまだ地方に関係する問題はあって、子どもシステムの問題や高校の無償化の問題など、現場を担っている我々地方の協力無くしてできない問題や、協議無くしてできない問題はいっぱいあるので、その点については是非とも御配慮をお願いしたい。

この国と地方の協議の場というものを、我々も最大限活用させていただくので、議長、よろしくお願い申し上げます。

(枝野内閣官房長官・内閣府特命担当大臣(行政刷新)) 協議が調った事項について私が報告するという事になっているわけだが、まさに最後に細川大臣からもあったが、特別措置法成立後、速やかに地方の皆様と協議をして、そして年末までに地方の声をしっかりと踏まえた形で、安定的、恒久的な制度設計をしていくことについては、皆様で一致をさせていただいたかと思っている。そうした中で特に事務費用については冒頭、細川大臣からも考え方をお示しいただいたことについて、地方の側からも御理解をいただいたと思っているので、実務的にしっかりと進めてまいりたいと思っている。

また、子ども手当以外の件についても、しっかりと国と地方で御相談し

て進めていくべきことが多々あるということについては、その認識については共有をさせていただいたということの中で、分科会のつくり方等について若干手続的に、ただ、分科会運営規則そのものによると議長が開催することになっているので、これは具体的にどうするかというのは今後相談させていただきたいと思うが、少なくとも実態的にはしっかりと様々なテーマについて御相談ができるよう努力をしていくということで、確認をさせていただければと思う。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(以上)